

平成 29 年度 第 2 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 29 年 11 月 9 日（木） 午後 7 時 00 分～8 時 45 分
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(9名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 鈴木 和子
林 香江 福原 紀彦 真先 薫 吉川 信將
(欠席 星野 新一)

(2) 招聘

竹内常勤監査委員、吉村区議会事務局長

(3) 事務局

朝井経営室参事（経営担当）、事務局職員

4. 議 題

- (1) 監査委員の活動状況等について
- (2) 中野区議会の活動状況等について
- (3) 配布資料の説明等について
- (4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

(1) 監査委員の活動状況等について

会 長

定足数にも達しておりますので、平成 29 年度第 2 回特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

審議等に入る前に前回ご欠席された鈴木委員、簡単に自己紹介をお願いします。

～ 自己紹介 ～

それでは、お手元の次第に従いまして、審議会を本日も進めてまいります。前回、審議に当たり、監査委員及び区議会から関係者をお招きしてお話をお伺いしようということになりましたので、事務局で調整をいただきまして、本日は初めに竹内常勤監査委員に出席をいただいております。常勤の監査委員の給料月額について審議を行う前提に、監査委員の活動内容につきましてお話をいただいた後、忌憚のない意見交換をさせていただきたいと存じます。

第 1 回で配付いたしました資料の 13 番がご説明いただくに当たっての手持ちの参考資料にもなりますので、資料 13 を開きながらお願いをしたいと思います。

では、ご説明のほどお願いします。

竹内常任監査委員

竹内でございます。よろしくお願いいたします。

～監査委員の活動状況等の説明～

<監査委員の活動状況等を説明（要点）>

- ・ 「決算審査」は、地方自治法上、1年が終わったところで長は会計管理者が調製し提出した決算の書類を監査委員の審査に付して、監査委員の意見をつけてその決算を議会の認定に付さなければならないと定められている。中野区では、毎年、区長からこの審査依頼が監査委員に来るのが大体7月の中旬。また、基金運用状況審査、健全化判断比率審査も同じ時期に行っている。
- ・ 監査委員が行うことと定められている監査は、決算審査のほかに、財務監査、工事監査、行政監査、財政援助団体等監査、そして、例月出納検査がある。そして、これらの監査は、年間計画を立てて行うこととしているので、1年を通じて何らかの監査をずっと行っている。
- ・ そのほかに特別監査として住民監査請求などについての監査を行うことが法令で定められている。これらの監査は毎年必ずあるというものではないが、例えば住民監査請求については、このところ、毎年数件出されており、提出されると60日以内に結果を通知しなければならないと法律で定められているため、日程的に厳しさがある。
- ・ 週1回、4人の全監査委員が集まり「監査委員協議会」を開催し、職務執行のための協議、調整、決定、連絡等を行っている。
- ・ 監査は4人の監査委員で行っており、他の3人の委員は非常勤で、2人は区議会議員、1人は税理士。
- ・ 監査委員の活動をサポートする事務局の職員は6人いる。事務局は、監査委員が立てた監査計画に基づいて、監査対象についての計数のチェックや、伝票、書類の確認などの作業に従事し、監査委員に報告する。
- ・ 事務局の報告を踏まえ、監査委員が指摘事項を審査する。監査の審査と決定に至る必要な取り組みについては全て4人の監査委員で行っている。
- ・ 監査委員は、区民に代わって監査するという役割であり、監査は常に正しい判断を求められている。監査により適正な行政執行を確認し、区政に対する区民の信頼を確保していくという大変重い職責を担っている。
- ・ 常勤監査委員については、人口25万人以上の自治体では、識見委員のうち少なくとも1人以上は常勤としなければならないと法で定められている。
- ・ 一定の規模以上の自治体においては常勤の監査委員がいないと監査が十分に機能しないと考えている。日々の業務を、常に監査という視点から関心を持って見ていることが必要。また、必要があればいつでも追加してさらに監査を行うことができると法律で定められており、このように常時監査を行うという要請に対しては、非常勤の監査委員だけでは制約が出てきてしまうのではと考えている。
- ・ 常勤監査委員は、1年を通して常時監査事務に従事し、事務局職員を指導して監査委員の業務のサポートに当たらせ、1週間ごとに行われる4人の協議が毎回スムーズに進み、必要な時期に合意形成ができるように、全体をマネジメントしている。

- ・ 常勤監査委員は、誰よりも監査内容について精通し、4人での協議の際に監査委員として適切な判断ができるよう、監査の対象事務について詳細かつ正確に理解をし、他の委員にもそれを情報提供して、決して判断を誤ることがないように心がけている。
- ・ 昨年の3月に国の地方制度調査会が「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を総理大臣に提出した。その中で、監査委員についても、現行の監査制度をより有効に機能させるための制度改正が必要であるとして、幾つかの提言が述べられた。これを受けて、本年の6月に地方自治法が改正をされ、具体的な制度改正が行われたところである。監査に係る部分の改正の趣旨は、監査制度の充実強化といったことである。

会 長

残りのお時間で各委員からご質問いただきたいと思います。

吉川委員

実地調査について、専門分野などに基づいて役割分担されているのか、また、1回にどのくらいの時間がかかるのでしょうか。

竹内常任監査委員

基本的には、常任監査委員と非常勤監査委員1名で行くという約束事で行っています。専門分野などではなく、日程調整を行い決めております。監査にかかる時間は、会計処理の量によって異なりますが、2時間で終了するところから、1日かかるというようなどころもあります。

鈴木委員

住民監査請求が、近年同じような件数のようですが、これは認められている件数ということでしょうか。

竹内常任監査委員

住民監査請求として出てきている件数ということです。

他の自治体と比べて多い方だと思います。ないところは全くありません。多い方がいいのか、少ない方がいいのかというのは、一概には言えないものと思っています。

櫛田委員

民間の場合ですと、監査というと会計監査以外にいわゆる業務監査、ガバナンスとかコンプライアンスという言葉であらわしているような監査を最近是非常に重視するというような傾向があると思う。区の場合は、そういったガバナンスやコンプライアンスの一環として、例えば庁議で決定が公正に行われているか、そういうことまで監査されるのでしょうか。

竹内常勤監査委員

行政監査というものがあまして、これは事務機能の効率性ですとか経済性ですとか、そ

ういったところを見ます。これが今おっしゃったものと近いと思います。

ガバナンスについて言いますと、今議論されているのは、もともとは行政側の責任としてこれを行っているものだというような位置づけになっております。これについては中野区でも既にそういうセクションがあって、内部統制とリスク管理に対する取り組みを行っております。今度の法改正では、長の責務として法律上規定されるようになっていて、それを行った上で議会に報告するわけですけれども、その際に監査委員の意見をつけるというような法改正がされている状況です。

櫛田委員

常勤の監査役のお仕事というのは前に比べるとどんどん増えて、責任も重くなっているというようなことはないのですか。

竹内常勤監査委員

法律上定められている監査の中身というのは、法律で決められたことしかできませんので、あとは内容の充実です。それで、行政が複雑になる、財政規模が大きくなるということに従って、量的にも質的にも責任が大きくなっていくというふうに考えています。

真先委員

平成 28 年度の決算審査の中で、区として是正しなさいといったご意見をつけられた案件というのはどのくらいあって、それが本年度中にどのくらい是正されているのかというのが、イメージとしてわかるようにしていただきたいと思います。

竹内常任監査委員

決算審査は、まず区長から決算に関する資料、つまり決算書が送られてきますので、この内容が正しいかどうかということを見ます。1 カ月半くらいかけてやっています。その中身の1つ1つの合規性がどうかというところについては財務監査という中でやっています。決算書の審査が終わった後に、今は庁内の財務監査ということで、各所管から契約書から決裁書から全部取り寄せて見ていくということで、これを1月まで行い、報告することになります。ですから、28 年度については、今はやっている最中です。

真先委員

平成 27 年度に 10 件くらい、これは是正しなさいというふうに報告されて、その後、確実にやられているかどうかは、また見られるのですか。

竹内常任監査委員

法律上そうなっておりますので、監査の結果指摘した事項については、監査委員が回答を求め、措置状況について区長より回答があり、それを我々が公表しています。

林委員

議員のお金の使い方が問題になっていますが、監査の方はどうかかわりがあるのでし

ようか。

竹内常勤監査委員

政務活動費は、会派に渡した公費については、当然全部同じように監査をします。ただ、監査の場合はあくまで公費ですので、議員の方が自分の得た報酬をどう使うのか、これは見るものではありません。

稲尾委員

非常勤の監査委員は週に1回の午前中のみ出てくるということは、この特別監査や急に来るもの、それ以外の通常の監査、そのほとんどは常勤の方でやられているのですか。

竹内常勤監査委員

監査の結果というのは、私1人では出せないのです。あくまでも4人の合議が整わないと出ていかないものなので、私が1人で監査をやっているということは決してないです。

稲尾委員

4人で週1回の合議制のところでは話し合いをして、最終的な結果といいますか結論を出すとは思いますが、それまでのチェックというのですか、確認というのは。

竹内常勤監査委員

それは事務局の職員がおりますので、そこに調査をさせるなどして、私のところで次の4人の会合に出すものをつくっています。

稲尾委員

定期監査を含めて、これだけの回数を年間通して行っていくというのは相当なボリュームがあるというふうに受け取ったのですが。

竹内常勤監査委員

ボリュームはあると思います。事務局の職員に下調べや調査をかなりやってもらっています。最後のまとめとか決定のところは我々がやったりするわけですが。

櫻井委員

もし何か監査でミスがあったりした場合、ほかの三人に比べて、やはり常勤の竹内さんに1番責任や負担がかかるのですか。

竹内常勤監査委員

必ず監査結果には4人の名前を書いて出しますので、4人の監査委員が共通で責任を負っていくことになります。

石川委員

一部公認会計士に委託している部分があるとお伺いしたのですが、それがどれに当たるのか教えていただけますか。

竹内常勤監査委員

それは財政援助団体等監査という部分で、補助金を出しているところも含めると何百という数があります。その大きさによって、2年や3年に1度のように分けてやっているのですが、そのうちの一部について公認会計士の協会にお願いをしているところがあります。

それはなぜかといいますと、最近はやはり指定管理ですとか委託ですとか補助金の交付ということで、民間にお願いをしている部分がかかなりありまして、区が出したお金の使い道の会計処理がどうなっているのかというところは、それぞれの企業の会計処理の中身まで入って見ていかないといけないからです。実はそういったところは役所の我々としてはどちらかというとな不得手な分野で、その部分について公認会計士の方をお願いをして調査をしていただいています。

会 長

事務局のスタッフの皆さん方も大変優秀でよく頑張っておられると聞いていますけれども、ボリューム的にはもっとサポートする必要が増してきているのではないかと。地方自治法の改正に関してもありましたけれども、その辺はどうお考えですか。

竹内常勤監査委員

そこがなかなか言いづらい話なのですけれども、やはり事務局の職員の数、それから質のレベルの高さというところが、我々がやっていく監査の内容にも当然に影響してくるものというふうに思っています。

会 長

区内で質の高い監査業務を遂行するために委員や職員がスキルアップ、デベロップメントを図るための何か訓練、意見交換、そういったような場もございますか。

竹内常勤監査委員

あります。今日も、23区の監査委員協議会というのがありました。それで全体会もありますし、それぞれのブロックごとに研修会を実施するというようなことです。

会 長

そういうものへの参加状況というものも、かなりいっぱいあるわけですね。

竹内常勤監査委員

そういう場で、例えば今回の法改正後に、国がどういう監査基準のひな型をつくらうとしているのかというような情報提供を得たり、そのほかに各区で行っている監査の事例を持ち寄って、それを紹介し合ったりと、さまざまやっております。ただ、やはり23区でも行政の中身がかかなり違うのと、監査のやり方も大分違うので、ためになる部分と、なかなかしっ

くりいかない部分と両方あるのかなということがあります。

会 長

それでも、内部だけではなく、資料に書かれていないことも最近増えてきたと理解してよろしいですか。

竹内常勤監査委員

そうですね。

会 長

必要な資料等がございましたら事務局を通じてお願いすることにして、何か他になれば、本日はご説明をいただき、ご意見をちょうだいしたということにさせていただきたいと思います。どうも長い間ありがとうございました。

(2) 中野区議会の活動状況等について

会 長

区議会事務局から吉村事務局長にお越しいただきました。審議会では区議会議員の報酬について審議を行う必要がございますので、本日は区議会の活動状況等をお話いただいた後、意見交換をしたいと思います。

吉村区議会事務局長

ただいま紹介いただきました区議会事務局長の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

～事務局長 区議会の活動状況の説明～

<区議会の活動状況等を説明（要点）>

- ・ 定数 42 名現員数 41 名。議長、副議長各 1 名、委員会の委員長、副委員長各 9 名、一般議員の定数は 22 名、現員は 21 名となっている。
- ・ 一般議員 22 名のうち、2 名が議会選出の監査委員(非常勤)として就任している。
- ・ 平成 29 年の請願・陳情の件数は、9 月末現在で請願が 1 件、陳情が 15 件。内訳は、請願は採択が 1 件、陳情については採択が 2 件、不採択が 5 件、継続等が 8 件。
- ・ 中野区議会では、請願・陳情の審査にあたって、委員会を休憩して陳情者の補足説明を求めるなど発言する機会を設けており、他区にはない陳情等の意図を踏まえた審査ができる制度が整っている。
- ・ 法定外の会議についても開催している。そのうち議会運営改善検討会については、議会の運営等について検討をし、改善につなげていくことを目的に、議会の会期ごとに設置しているものである。近年ではこの会議の検討により、区議会のホームページのリニューアル、あるいは議会資料のペーパーレス化を目的とするタブレット端末の導入を検討し、本

年の第1回定例会からの本格実施につなげている。

- ・ 政務活動費の使途の透明化などを目的として、平成27年5月より領収書などの証拠書類に関して、1円以上の全てのものを添付すると改めた。

会 長

要を得たご説明をいただきましたので、質問を通じて認識を深めたいと思います。何かございましたらよろしくお願ひします。

石川委員

2ページで、議決件数は一番上に平成29年10月1日現在ということなのですが、これはいつからいつまでのものですか、近年増えているとか減っているとか、それから4番の請願・陳情も、いつからいつまでの期間なのかよくわからないのでお聞きしたい。また、近年の増減もおわかりでしたら教えていただければと思います。

吉村区議会事務局長

これは平成29年ということで、第1回定例会から、調査をかけたのが10月1日ということでしょう。ちょうど第3回定例会中ですので、この後第3回定例会、第4回定例会の数字がここに追加されます。通常の件数よりは多少少なくなっておりますが、例年、この後40件ほど議決案件が増えますので、おおむね100件超えで、例年どおりというような形になるかと思っております。

議決件数については、それほど変動が多くないという状況で、120件前後で推移している状況でございます。

真先委員

22期における議会の改善に関し検討する、というのは何か検討した結果が出ているのでしょうか。

吉村区議会事務局長

22期については、前期、後期で分かれています。前期についてはタブレット端末の本格実施に取り組んで、29年の第1回定例会で本格実施したというような改善を区議会として行ってきたということでございます。22期の後期ということでは、例えば区議会のインターネット中継をどうするか、区役所の整備に伴う議会運営上必要な機能についてなど、検討を始めているというところでございます。

会 長

今、ICT化ということでタブレット等の導入で、議会の効率化とかいろいろなことに役立っていると思いますが、最初にご努力が大変だと思いますがいかがでしたか。例えばコストパフォーマンスだとか、またICT化することによって、今後の保存とか、あるいは資料の検索とかいろいろなものが今後積み重なっていくというその議会運営の改革ですか、これが議員さんのご協力、議員は年とっているからできないなんて言うのではなくて、議員がち

ゃんと協力しているということですね。

吉村区議会事務局長

そのとおりでございます。

会 長

それによってコスト的、あるいは議会運営に果たしている役割は、どういうふうに。まだ、今年始まったばかりですから総括はまだかと思えますけれども、今のところは。

吉村区議会事務局長

今のところ、長年検討をして試行をして、今回本格実施ということで、非常に先生方にもご理解いただきまして、特に私ども事務局としてはペーパーレス化というところで大きな成果を出させているところと考えてございます。というのも、1回の定例会の中でかなりの厚みのある資料、何百枚を各先生方、42名分を準備するとか、そういったことが全てタブレットに落とし込まれますので、年間で今後成果としては5万枚以上、ペーパーレス化を進めることによって改善が進んでいくというふうに私どもは認識してございます。

会 長

ほかの区議会、他区と比較をしますとこれは先行事例なのですか。

吉村区議会事務局長

突出して先行をしているわけではございませんけれども、かなりほかの自治体からは調査、視察を受け入れているというような状況でございます。23区的には、新庁舎建設にあわせて進めている区はかなり先行しているのですけれども、全国的にはかなり視察に来ていただいているというような状況で、来月は市町村から視察が来るといようなことで聞いてございます。

櫛田委員

定例会の後に、常任委員会開催の回数の状況がございませぬけれども、これを拝見しますと会期は105日とか103日とかですが、これは年間、365日のうち定例会があるのが100日程度ということですか。

吉村区議会事務局長

そのとおりです。

櫛田委員

それ以外のときは、議員さんは会議に来る必要はないわけですね。

吉村区議会事務局長

今、おっしゃったのは2番で、定例会・臨時会ということで、こちらについては29年の

第1回定例会から第4回ということで、これが103日間。

櫛田委員

常任委員会のほうは、その制度に従っていうと、これは10月1日現在なのでわかりませんが、どうなのでしょう。

吉村区議会事務局長

こちらの開会日数もおおむねこのような、56日プラス第3回定例会、第4回定例会が加わるというようなことになりますので、全体で70日から80日。1つの委員会ですと、大体15～16日というような形ですね。

櫛田委員

それは定例会の開かれている期間というか、そのうちに委員会があるわけですね。

吉村区議会事務局長

閉会中の報告案件とかがございますと、閉会中の委員会開催というのが年に数回ございまして、それも含めた数ということで、定例会とは限らず、適宜理事者から報告案件があれば開会をお願いするというような形でございます。

櫛田委員

この100日程度というのは23区大体同じようにやっているのですか。

吉村区議会事務局長

そうですね。おおむね区議会の定例会というのは4回ほど開かれるというのが通例でございまして、よほど通年議会でない限りはこのような流れで開会されているものと承知してございます。

鈴木委員

ちょっと定例会というのが時間的によくわからないのですが、何時から開始して何時くらいに終わるのでしょうか。

吉村区議会事務局長

一応、本会議というものはおおむね午後1時から開会いたしまして、おおむね5時で終了するというような流れでございます。

林委員

出席率はほぼ100%と考えていいですか。

吉村区議会事務局長

そのとおりでございます。よっぽど病気で、例えばインフルエンザにかかってしまったと

か、そういう先生方については事前に議長に欠席届を出していただきます。原則は100%出席でございます。

稲尾委員

議員数が、定数42名に対して現員数が41名ですが、これって何故でしょうか。

吉村区議会事務局長

実は、先般ございました都議会議員選挙に立候補され、辞職されたという状況でございます。

会 長

議員さんの活躍の度合いで、議会及び法定外の会議出席というようなことが書いてあります。各党派の政治的な活動というのは別として、やはり中野区のために議員という立場で働いていただいている、あるいは今後いろいろな施策を遂行する意味で中野区議員として何か、ここに文字や数字にならないような、議員さんが何かやっただけのようなものはございますか。

吉村区議会事務局長

法定外の活動については、事務局で関与をしている会議でございまして、議会運営協議会にしても、交渉団体代表者会にしても、それぞれ議員の方々、代表の方が集まっただけで、ここで討議していただくのですが、それ以外にさまざま、区民との勉強会だとか、あるいは外部団体の審議会の委員とかもされていますので、そういった時間については先生方それぞれ違う時間がございますけれども、やはり区政に関するさまざまな施策が今、中野区でもかなりの量でございますので、そういった勉強会だとか研究とかいった部分について、それぞれの会派あるいは議員さんご自身が勉強をされているという部分では、かなりの時間をとっていらっしゃるのではないかと思います。

会 長

事務局というのは区議会の中のサポートをするお仕事なのですけれども、議員という立場からしますとどこまで議会事務局にサポートしていただけるのかということもあるけれども、そうではない、議員として働いておられる場面でもしお気づきのところがありましたらと思ったものですから。

吉村区議会事務局長

外部でさまざまな意見交換会とか、政治活動の報告会とか、そういった状況で日々活躍されているということが1つございますし、あとは議会中か否かにかかわらず、常に会派控室、議員控室でさまざま研究資料とかを持ち込んで、みずからやっただけということで、我々常勤職員並みに日々いらっやっしている先生方はたくさんお見かけしております。かなりの時間を皆さん区政のために割いているなという実感はしてございます。

会 長

内外のいろいろな他の自治体との交流などはどこがサポートされているのですか。議員さんが何人か組んでどこかの姉妹都市へ行かれる場合や、あるいはそこからおいでになったときに交流されるとか。

吉村区議会事務局長

それはまさに私ども事務局がサポートをしてございます。予算としてとらせていただいて、今、ちょうど3定と4定の間で、先進自治体に視察に行くということで、委員会単位で委員の方9人がそろってその先進自治体に行ってさまざま勉強をしていただいているというようなことでございます。

会 長

それは会議の開催回数とか、その時間には含まれない議員活動としてあるということですね。

吉村区議会事務局長

そうですね。そういう視察がまたあるということです。

真先委員

定数42というこの数ですが、多ければ多いほど区民の声が吸い上げられやすいと思うのですけれども、見方を変えると多いとそれだけ経費がかかるという面あると思います。他の区に比べて、例えば区民の数は中野区よりは多いけれども議員定数は少ないというところがあります。そういうことについて、事務局としてはなかなか言いづらいと思いますので、議員さんの全体的なイメージとして、中野区の議員の数というのはい多いと思っておられるのか、少ないと思っておられるのか。

吉村区議会事務局長

一応中野区といたしましては、これまでも平成11年、平成15年に、48だった数字をかなり減らしてきたという経過がございます。今、ほかの23区の中では、自治法の改正以来、それほど定数の見直しという流れではないのですけれども、中野区においてもやはりそういった議論を含めて、先ほどの改善検討会というところで問題意識を持って先生方は議論をされているということでございます。中野区は先ほど申し上げたとおりさまざまな施策がある中で、例えば果たして議員さんの人数だけ減らせばいいのかということではないというような議論もございます。さまざま、先ほどあったように5委員会がありまして、それぞれ専門的な内容に踏み込んだ議論をされている中で、必ずしも人を減らしてそれで成果が出るということでは考えていらっしゃらないかと思いますが、その辺は私の私見になるかと思えます。

林委員

中野区では委員会に入る議員さんというのはどうやって決まっているのですか。

吉村区議会事務局長

5会派ございまして、それぞれの会派の中で、どこに誰を置くということでご議論いただいたり、興味ある方、例えば厚生福祉の関係をやりたいという先生方も当然いらっしゃいますので、その辺の折り合いをつけて、交渉団体代表者会というところでしっかり割り振りをされているようでございます。

林委員

では、行きたいところに基本的には行けるのですね。

吉村区議会事務局長

そうですね。それはまた会派の中でお互いに調整していただいているかと思っております。

石川委員

今の質問に関連して、委員会もそうなのですが、この委員会の定数を合計すると42になるので、1人1委員会入っているということですか。

吉村区議会事務局長

そうです。必ずどこかの常任委員会に所属されているということです。

石川委員

委員会が開かれて、そこで議論をするわけではないですか。その後のことを教えていただきたいのですが、例えば1つの委員会でこういう決定事項というのですか決議をとったと。その後の流れというのはどうなるのですか。

吉村区議会事務局長

基本的には常任委員会の各委員会というのは、所管で、こういう施策を今進めているのだという報告を受ける場面と、そもそもの議案を委員会の中で審議して、賛成、反対、意見があるかどうかということ、その所管の委員会で議論をしていただき、そこで採決したものを本会議に持っていきまして、本会議の中で委員会での議論の状況を報告しますので、最終的には本会議での採決が全てでございます。各委員会はそれぞれの所管の中で、専門的な議論をしていただいた上で、ある程度の採決はしますけれども、実際は、それはあくまでも参考であって、本会議で決定されるというのがその後の流れでございます。

会 長

本日は要を得たご説明に加えて、質問に丁寧にお答えいただきまして、本当にありがとうございました。

(3) 配布資料の説明等について

会 長

さて、今回、皆様のご要望を踏まえて追加させていただいた資料を事務局、朝井参事からご説明いただきたいと思います。

朝井参事

それでは、資料説明に入ります前に、前回第1回の「会議要録（案）」を席上に配付させていただきました。お持ち帰りいただきまして内容の確認をお願いしたいと思います。修正やご意見等ございましたら次回までに事務局にご連絡をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日新たにお配りした資料でございますけれども、まず、1番「23区特別職等の期末手当支給月数一覧」ということで、区長、副区长、教育長、常勤監査委員と議員についての23区の比較をしています。中野区は常勤監査委員が他の特別職と異なっていますので、このような状況になります。一応23区を割った平均を一番下の行に示しておりますけれども、結果的にかなり平均に近いという感じになっております。

会 長

気をつけていただきたいのは、順位がついている場合と、行政順がついている場合がある。14と書いてあったらこれは中野区の背番号なので、これは順位ではないということですね。初めての方もいらっしゃると思います。

それと、ここで常勤監査委員のみが3.33と低く設定してあるのは、他の職と違い期末手当の支給月数を据え置いた影響ですね。

朝井参事

はい。諮問しているのは給料月額なのですが、期末手当の支給月数についても据え置きですというご意見をいただいたときには据え置いてきていますので、これだけ差が出ているというところです。

会 長

これ、前は我々の任務ではないのですが、常勤監査委員が高額で高止まりしているということがあって、参考意見として、答申ではなく意見として付記させていただいたことを区長その他執行部も受けとめて、こちらのほうは、常勤監査委員のみ3.33という形で、前回の答申に付記した意見を取り入れてこうなっているということでございます。

朝井参事

2番目が、「中野区長等の退職手当に関する条例」、退職手当も出るのでしょうかというご質問をいただいて、退職手当についての条例を書いてございます。

それで3番目は、「23区特別職の退職手当支給率一覧」ということで、23区の平均比較もしてみました。網掛けしてある千代田、港、文京、中野区については地域手当を廃止して

いますので、地域手当を廃止しますと地域手当分が給料月額に入ってくるという状況なので、若干支給月が少なくなっているかなと思いますけれども、なっていないところもあるという状況です。

それから、4番が「23区政務活動費一覧」ということで、中野区は1人15万円というところで会派に交付しているわけですが、金額はこれをざっと見ていただくとおわかりのように、若干ばらつきがある状況になっています。これは順位をつけていますけれども、中野区は12位ということで、ほぼ真ん中にございます。

次に、5番は、「東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」でございます。

6番は、特例条例です。「東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」ということで、29年4月1日から30年3月31日まで1年間の議員報酬について、月額について100分の20を乗じて得た額を減ずる。要するに8割給付になっているという状況でございましたので、こちらを用意したというものであります。

資料の説明につきましては以上です。

会 長

ありがとうございます。資料は以上で、前回のご要望に基づいてまとめていただいたわけですが、何かご質問はございますか。

吉川委員

4番の資料で、政務活動費が月額15万円となっているのは、議員1人当たりでしょうか、それとも会派に15万円だけ。

朝井参事

議員1人当たりです。

吉川委員

会派には入らなければいけないのでしょうか、議員さんというのは。

朝井参事

無所属の方もいますけれども、お1人会派ということで会派名をつけて、無所属の人にも出しています。今は使わない人もいるかもしれないですが、必ず使わなければいけないものでもありませんし、満額使っているとも限らないです。いわば限度額という感じで交付されています。

会 長

これは私たちの審議の対象ではございませんが、議員活動として、政務として活動される場合の活動費が出ているということでもあります。

林委員

期末手当なのですからけれども、勤勉手当というのが同じくらいですか。

朝井参事

勤勉手当はないです。

事務局

はい、特別職は全て期末手当です。

(4) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

会 長

それでは、議員報酬、それから区長等の特別職の給料の審議に入っていきたいと思えます。本日の残りとは次回で、どういうふうに決めていくかという議論をしまして、最終回に答申案をまとめることとなります。

この適否ですけれども、通常、議員報酬あたりから議論をするということが多いのでございます。あとは特別職の給料。今日はまず議員の報酬から。今日は事務局長にわざわざおいでいただきましたので、議員について深くご議論をいただきたいと思えます。議員について、前回の経過としては答申で示しているものがございます。1の前年の答申、これはそのまま受け入れられたのですよね。

朝井参事

はい。

会 長

それでは、前年の答申の内容の5ページを見ていただきますと、上から議長、副議長、委員長、副委員長、議員という順です。これは議員が決まればあとは、そのほかの役職に従ってアップしてまいります。昨年、議員の報酬等について議論をした内容などが3ページです。去年は、特別区人事委員会勧告による一般職の職員の給料表の平均改定率と同程度であるならば増額してもいいのではないかとということで、こういう微増という形をとらせていただいております。

これまでの議論からいきますと、よくやっておられるのに中野区が相対的にほかの区よりも低いということについて、そろそろ手当ををしていかなければならないのではないかとという反面、まだ一般社会において十分な給与のベースアップが実現していないときに議員さんだけ上げていくというのもどうかという意見もありました。それは去年の例ですから、それに拘束されるわけではありませんが、このようにいろいろな議論をいただいていたということでございます。あと、昨年の議論のご紹介かたがたご意見をいただいても結構です。そういう議論を進めてきたということでございますので、議員さんについて、何かご意見をいただいで次回へ継続したいと思えます。

また、特別職については、今日は常勤監査だけでしたが、区長、副区長、それから教育長

といったところに関しても議論をしていくので、その判断をするのに必要な資料もご要望をいただければと思います。

石川委員

区長、副区長というのは、区の経営をしているし、執行をしているわけだから、そんなにご説明いただかなくても皆さんそれなりにわかると思うのですけれども、教育長に関しては、おとしからではないですか。初年度は教育長が来て説明してくれて質疑応答がありました。今日はそういうのは事務局からもないし、場合によってはこの資料をもとに、朝井参事に資料を説明していただく時間を設けたほうがいいかなと思っております。

会 長

では、次回、特別職のときに、教育長の職務内容に関する資料説明を改めてしていただく機会を設ければということですか。

朝井参事

ここに、12番で教育委員会のことで少し書いてあります。教育委員会という組織のトップが教育長になりますので、そういったことでよければ私が話せるかなど。具体的な話であれば、教育長はちょっと日程が合うかどうかわからないですけれども、事務局から。

会 長

教育長はお忙しいでしょうから。これだけ挨拶に出ているとか、教育長の動きがわかれば。

その辺の特徴を事務局からでも、特に一昨年から変わっているところがあればお知らせください。出られるというのであれば次回、教育長に入ってください。

では、戻しまして、議員報酬についていかがですか、何か。

吉川委員

一区民としては、先ほど説明を聞いていて、議員もそうですし、監査委員の方も精力的に活動されているということで、それは非常に安心しました。報酬ですけれども、先ほど会長からもお話がありましたが、ほかの区はこのくらいだとか、上がっているからとか、そういうのも比較するひとつの材料なのですけれども、あと私が気になっているのは、民間があまり賃上げされていないのに公務員はどうだということなのですけれども、公務員から先導して上げてもいいのではないかと思います。なかなか民間というのは上げにくい部分もあるので、公務員から率先して上げているから民間も上げなさいというのがあってもいいのかなど。

それから、横の区がこれだけ上がっているという話なのですけれども、本当でしたら、さきほど民間企業の話もありましたけれども、ほかの企業と比べてこれだけ成果が出ているから、ほかの区よりも高くてもいいのだとか、それから、インセンティブというのですか、議員の方とかにやる気を出してもらうためにこれくらい出すのだ、ということも、本当だったらあってもいいのかなど。ただ、どうやってアップをはかるのか、どうやって金額に換算するのかというのは難しいかとは思いますが、そういう考え方があってもいいのかなどと思いましたが。とりあえず横の数値だけ見ていて、ほかの区がこうだからこうしよう

かいうのでしたら、あまり審議する意味はないですね。数字を平均して、割ってそれだけ出せばいいので。そういう感じがしました。

会 長

いろいろな判断材料として他区より低めに設定されているので、そろそろ上げたいと。勧告に従っているというのは、民間よりもまだやはり公務員のほうが低いのですね。だから、それを是正するという意味で上げている分くらい上げることは区民感情に反しないだろうというところまでで、今まで、そういう区民の代表においでいただいている中でそういう議論をしてきたというだけであります。確かに吉川さんのおっしゃるように、最近インセンティブ報酬というか、ただ公正に、お手盛り防止のために我々が報酬決定するだけでなくして、もう少し。でも、これは定額だからなかなかインセンティブ報酬になりにくいところがあるね。だから、成功報酬的に、財政がよくなったからこうだというわけにもいかないのですね。

石川委員

この審議会というのは一応区民の代表として、区民の意見をこうだろうなということで、個人の意見を言ってももちろん構わないのだけれども、そういう視点を抜きに決定してはいけないという場だと思うので、そうするとなかなか、私も議員の報酬に限って言えば低いからもう少し上げてもいいとは思うのですけれども、例えばこの人事委員会勧告以上のパーセンテージを上げるとしたら、その理由をつけるのが難しい。

また、吉川委員が言われたように、他との比較をそれほど考えなくてもいいのではないかというのは、当初私もその辺のところはわからなかったのですけれども、基本的に東京都の場合は非常に特殊で、区の財政の調整というのがあって、一番大きな、例えば固定資産税と法人住民税と特別土地保有税でしたっけ、何かそれは都が吸い上げて配分を決めて、簡単に言えば豊かではない区に配分するというような仕組みなのですよ。それで均衡が保っているから、それで資料としてもこういう横との比較が出てくるので、そこが全部ではないにせよ、やはり無視できない事情だなとは思うのですよね。

会 長

職員はだから横並びだものね。

朝井参事

人事委員会と一緒になので 23 区全部一緒です。

稲尾委員

他区と比べる必要もないのかもしれませんが、と言いながらも、この特別職のところのアップなのかダウンかは別として、他区はどういう推移なのでしょう。

会 長

現在の議論は今 23 区全部でやっているのですね。

朝井参事

やっているところが多いですね。大体どこも今やっている感じで。まだ答申が出たところはないですから。

稲尾委員

例えば昨年度とか他区はどうなっているのかという資料ありますか。

朝井参事

昨年度の答申では、やはり人事委員会勧告どおりのところもありますし、区によっては、人事委員会勧告は出たけれども率をちょっと下げて上げたところとか、上げなかったところも。

事務局

それでは、次回に資料を。

会 長

幾らなんでもスライドはないだろうとね。そうするともう今までのところが多いほど、パーセンテージだから多くなっていったりする。でも、先ほど申し上げた区民感情、そのときの景気の動向というものをここでも反映して、やはりそれを超えるところまではちょっと区民が許してくれるかなという気持ちもあるので、公募の委員もいらっしゃるので、ぜひその辺、区民感情を代表しておっしゃっていただければ。

石川委員

今年の場合は、この人事委員会勧告の下の 0.13 をとるか、あるいは今年の場合はこの平均改定率はまだ 0.1 ではないですか。去年は 0.15 とか 0.2 で、0.2 のほうをとったのですけれども。だから、これに従って上げたとしても、金額的には大した金額はなりませんから。

会 長

去年は 0.15% を解消するための 0.2% だと思う。今年は 0.13% を解消するためとすると 0.1% になってしまうね。

石川委員

いずれにしる、ここから拾うとしたら 0.13 か 0.1 になるのではないですか。

会 長

何か基準がないと下限が出ないからね。今年でいくと 0.1%。

石川委員

いや、それは以前からすれば上をとればいいので、0.13 をとればいいわけでしょう。

会 長

公民較差を解消するために給与を格差分上げるというのも何かね。行政職に連動するというようなことですね。

朝井参事

やはり上げ幅が人勧もどんどん狭まってきているので。

会 長

そういうことであります。次回、0.1だとどれくらいになるかを計算して。0.1と0.13。

石川委員

去年はだから下のほうの数字が出ていて。この2つがあって、この平均改定率のほうが公民較差よりもちょっと高いし、では、そっちをとりましょうという話になって0.2になったのですよね。だからそれ以前の原則に戻れば上の公民較差のほうをとったって全然おかしくはない。

事務局

27年以前はその数字が出ていなかったの。

会 長

出ていなかったから、それと同等くらいだろうと。出てきたらやはり改定率が多かったからそれをとったということですね。

あと何かご要望があったら。ちょっと時間も経過してご議論をいただいておりますので、あと何かありますか。

林委員

期末手当を0.1カ月上げたら幾らずつ上がるのか。

会 長

それもちょっと試しにいただきたいね。

議員はそれで議論を進めていくことで、教育長、特別職に移って、どんどんと議論をしていきますので。教育長のところだけは、あまりわからないことが多いので、もう一度説明してもらった上でやるということで、次回はその審議中心でいきたいと思えます。

さて、本日の議論を踏まえまして、次回は答申に向けての内容づくりの山場を迎えますので、よろしくお願いたしたいと思えます。次回は11月14日午後7時になりますので、よろしくお願いをいたします。

ということで、何かお申し出やご要望とか、その他ご意見ございましたら、よろしいでしょうか。

では、今日はこれで終了いたします。